

## 1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会 (IASB) の月次会議における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASBが2023年11月に公表した公開草案「資本の特徴を有する金融商品」(IAS第32号「金融商品:表示」、IFRS第7号「金融商品:開示」及びIAS第1号「財務諸表の表示」の修正案) (以下「公開草案」といいます) の主な内容を紹介いたします。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りします。

## 2. 背景

IAS第32号は金融商品を金融負債と資本性金融商品に分類する際の原則を示しています。近年、両方の特徴を有する複雑な金融商品が多く発行されており、IAS第32号の分類の要求事項をこれらの金融商品に適用する際の課題が認識されています。2018年6月、IASBはこの課題に対応するためにディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を公表しました。それに対する市場関係者からのフィードバックを受けて、IASBは、IAS第32号に対する根本的な変更を行わないことを決定し、代わりに、いくつかの要求事項の明確化によって実務上の課題に対処するとともに、関連する開示を改善するアプローチを採用しました。

公開草案において、IASBは、次表の項目を提案しています。

<b>(1) 分類の要求事項の明確化</b>
① 法律又は規則の影響
② デリバティブに関する固定対固定の条件
③ 企業自身の資本性金融商品を購入する義務 (開示を含む)
④ 条件付決済条項
⑤ 株主の裁量
⑥ 分類変更 (開示を含む)
<b>(2) 開示要求事項</b>
① 清算時の請求権の性質及び優先順位
② 契約条件
③ 普通株式の潜在的な希薄化
④ その他

(3) 普通株主に帰属する金額の表示

(4) 発効日及び経過措置

### 3. 公開草案の概要

#### (1) 分類の要求事項の明確化

##### ① 法律又は規則の影響

IAS第32号では、契約の実質に従って金融商品进行分类することが要求されます。しかし、法律又は規則が金融商品の権利及び義務を生じさせる場合（例えば、ベイルイン条項など特定の事象が生じた場合に金融商品の元本が削減される条件が法律又は規則の要求により契約に含まれる場合）、その金融商品をどのように分類するか明確ではありません。

公開草案では、法律又は規則が金融商品の分類に与える影響について次の明確化が提案されています。

- ・分類にあたっては、関連する法律又は規則によって生じる権利及び義務に追加される強制可能な契約上の権利及び義務のみを考慮する。
- ・契約上の取決めに含まれているか否かとは無関係に、関連する法律又は規則によって生じる権利又は義務は考慮しない。

##### ② デリバティブに関する固定対固定の条件

IAS第32号では、固定額の現金又は他の金融資産を固定数の企業自身の資本性金融商品と交換することによってのみ決済されるデリバティブ契約（例えば、新株予約権）は、いわゆる固定対固定の条件を満たし、資本性金融商品に分類されます。

公開草案では、この固定対固定の条件を満たすためには、企業の資本性金融商品と交換される対価が企業の機能通貨で固定（1株当たり〇〇円など）されている必要があることが提案されています。ただし、対価が変動する場合でも、次表のように、経済的利益の維持修正又は時の経過の修正による変動であれば、固定対固定の条件を満たすことが提案されています。

経済的利益の維持修正	時の経過の修正
<ul style="list-style-type: none"><li>・現在の株主の経済的利益に影響を与える、契約で特定された事象（例えば、株式分割・併合、配当）が生じた時に対価が修正される。</li><li>・対価の修正により将来の株主の経済的利益は現在の株主と同等又はそれ以下に維持される。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対価の修正は契約の開始時に予め定められている。</li><li>・時の経過によってのみ対価が変動する。</li><li>・当初認識時に対価の現在価値を固定する効果がある。</li></ul>

##### ③ 企業自身の資本性金融商品を購入する義務

IAS第32号では、企業自身の資本性金融商品を購入する義務が契約に含まれている場合、償還金額の現在価値で金融負債を認識し、その金額を資本から控除することが要求されます。

公開草案では、当該義務の会計処理及び開示について、次表のとおり明確化が提案されています。

当初認識	・企業が所有持分に関連する権利及びリターンをまだ有していない場合、金融負債の当初認識時に、非支配持分と発行済株式資本以外の資本項目から控除する。
当初測定及び事後測定	・保有者が償還権を行使する確率及び時期の見積りを考慮せず、償還が可能な限り早い日に行われることを前提に償還金額を現在価値に割引く。 ・金融負債の再測定に係る利得又は損失を純損益に認識する。
開示	・資本から控除された金額と控除された項目の名称等を開示する。

#### ④条件付決済条項

IAS第32号では、金融商品の発行者と保有者の双方の制御可能な範囲を超えた不確実な将来の事象が発生した場合又は発生しない場合に決済が生じる契約条件は、一部の場合を除き金融負債を生じさせます。

公開草案では、このような条件付決済条項について次の明確化が提案されています。

- ・条件付決済条項を含む金融商品について、ただちに金融商品全体を金融負債に分類するのではなく、複合金融商品の要求事項を適用して負債部分と資本部分の両方を含んでいるか契約条件を検討し、構成部分毎に分類する。
- ・金融負債の測定は、不確実な将来の事象の発生の確率及び時期の見積りを考慮せず、決済が可能な限り早い日に行われることを前提に決済金額を現在価値に割引く。

#### ⑤株主の裁量

金融商品の中には、普通株主に承認された場合にのみ配当が支払われる優先株式など、株主の裁量で決済が行われるものがあります。公開草案では、株主の意思決定を企業の意思決定として扱い、結果として企業に決済を回避できる無条件の権利がある、すなわち企業が金融負債を有していないと評価するためには判断が要求されることや、その判断の際に考慮すべき要素が提案されています。

#### ⑥分類変更

IAS第32号では、当初認識後における金融商品の分類変更に関する要求事項は明確ではありません。

公開草案では、契約上の取決めの実質が契約上の取決めの外部の状況の変化により変化する場合(例えば、機能通貨の変更、企業のグループ構造の変化)に限り、当初認識後に金融商品を分類変更することが提案されています。また、分類変更について、次表の会計処理や関連する開示(分類変更した金額、理由及び時期)が提案されています。

分類変更	分類変更日の会計処理
資本性金融商品から金融負債	金融負債を公正価値で認識し、資本性金融商品の帳簿価額との差額を資本に認識する。
金融負債から資本性金融商品	金融負債の帳簿価額で資本性金融商品を認識し、利得又は損失を認識しない。

## (2) 開示要求事項

IFRS第7号では、資本性金融商品に関する開示は要求されていません。

公開草案では、企業の清算時における請求権の優先順位など、金融負債や資本性金融商品について財務諸表利用者からの要望があった内容に関する開示が次表のとおり提案されています。

①清算時の請求権の性質及び優先順位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次に従って区分した請求権のクラス別の帳簿価額及び財政状態計算書の表示科目</li> <li>・請求権のクラスは清算時の請求権の性質及び優先順位に基づき決定する。</li> <li>・親会社と子会社が発行した金融商品を別個に開示する。</li> </ul>
②契約条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融負債と資本性金融商品の両方の特徴を有する金融商品に関する次の事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>○分類を決定する契約条件</li> <li>○資本性金融商品における「負債類似の特徴」</li> <li>○金融負債における「資本類似の特徴」</li> <li>○清算時の優先順位を示す契約条件</li> </ul> </li> <li>・時の経過によって影響を受ける契約条件</li> <li>・複合金融商品の分類を決定する契約条件及び当初認識時に負債部分と資本部分に配分した金額</li> </ul>
③普通株式の潜在的な希薄化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告日現在のクラス別の潜在的普通株式について、引き渡す可能性のある追加の普通株式の最大数</li> <li>・普通株式を買い戻す契約又はコミットメントの説明及び買い戻しが要求される普通株式のクラス別の最低数</li> <li>・上記2つについての前報告期間からの重要な変更の原因</li> <li>・普通株式の希薄化が最大となる可能性を理解するための契約条件(転換条件の内容など)の説明</li> </ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行企業の業績又は純資産の変動に応じて変動する金額を支払う契約上の義務を含んだ金融負債の利得又は損失の金額</li> <li>・金融商品の分類において行った判断</li> </ul>

### (3) 普通株主に帰属する金額の表示

IAS第1号では、利益の分配に関する情報の開示が要求されていますが、普通株主に帰属する金額とその他の所有者に帰属する金額とを区分して表示することは要求されていません。

公開草案では、普通株主に帰属する利益の分配に関する表示が次のとおり提案されています。

- ・財政状態計算書の発行済資本金及び剰余金について、親会社の普通株主に帰属する金額とその他の所有者に帰属する金額を区分して表示する。
- ・包括利益計算書の純損益及びその他の包括利益について、親会社の普通株主に帰属する金額とその他の所有者に帰属する金額を区分して表示する。
- ・持分変動計算書において、クラス別の普通株式資本及びその他の拠出資本の調整表を表示する。
- ・普通株主に係る配当とその他の所有者に係る配当を区分して表示する。

### (4) 発効日及び経過措置

発効日は公開草案に対するフィードバックを踏まえたIASBの再審議において決定されます。

公開草案では、すべての修正を遡及適用するとともに原則として比較情報を修正再表示すること、また分類に変更が生じた場合には変更の内容と金額を開示することが提案されています。併せて、実効金利法の遡及適用が実務上不可能な場合の取扱いなどいくつかの経過措置も提案されています。なお、IFRS初度適用企業に対する経過措置は提案されていません。

## 4. 今後の動向

公開草案のコメント期限は2024年3月29日となっています。その後、公開草案へのフィードバックを基にIASBが再審議を行う予定となっていますので、公開草案で提案された内容がどのように最終化されるかについて議論の動向を注視する必要があると考えます。